（次世代育成支援対策推進法施行規則の一部改正）

第八条　次世代育成支援対策推進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
（法第十二条第一項の届出）	（法第十二条第一項の届出）
第一条　（略）	**第一条**　（略）
2　前項の規定にかかわらず、法第十二条第一項の規定による届出を女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第八条第一項又は同条第七項の規定による届出と同時に行うときは、法第十二条第一項の規定による届出の様式は、厚生労働省雇用環境・均等局長（第五条の三第六号において「雇用環境・均等局長」という。）の定めるところによることができる。	2　前項の規定にかかわらず、法第十二条第一項の規定による届出を女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第八条第一項又は同条第七項の規定による届出と同時に行うときは、法第十二条第一項の規定による届出の様式は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長（第五条の三第六号において「雇用均等・児童家庭局長」という。）の定めるところによることができる。
（法第十五条の二の厚生労働省令で定める基準）	（法第十五条の二の厚生労働省令で定める基準）
第五条の三　法第十五条の二の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。	**第五条の三**　法第十五条の二の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。
一～五　（略）	一～五　（略）
六　次のいずれにも該当しないこと。	六　次のいずれにも該当しないこと。
イ　法第十五条の五の規定により認定を取り消された場合（当該取消しの日前に第五条の五の規定による辞退の申出をした場合（雇用環境・均等局長が定める基準に該当する場合に限る。）を除く。）にあっては、その取消しの日後に、法第十三条の認定を新たに受けていないこと。	イ　法第十五条の五の規定により認定を取り消された場合（当該取消しの日前に第五条の五の規定による辞退の申出をした場合（雇用均等・児童家庭局長が定める基準に該当する場合に限る。）を除く。）にあっては、その取消しの日後に、法第十三条の認定を新たに受けていないこと。
ロ　（略）	ロ　（略）

（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第九条　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省令第九十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
（認定の申請）	（認定の申請）
第一条　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号。以下「法」という。）第四条第一項の規定による職業訓練の認定（以下この章において「職業訓練の認定」という。）を受けようとする者は、当該職業訓練の開始時期に応じ、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）の定める期間内に、職業訓練認定申請書（様式第一号）に厚生労働省人材開発統括官が定める書類を添えて機構に提出しなければならない。	**第一条**　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号。以下「法」という。）第四条第一項の規定による職業訓練の認定（以下この章において「職業訓練の認定」という。）を受けようとする者は、当該職業訓練の開始時期に応じ、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）の定める期間内に、職業訓練認定申請書（様式第一号）に厚生労働省職業能力開発局長が定める書類を添えて機構に提出しなければならない。

（青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正）

第十条　青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則（平成二十七年厚生労働省令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
（認定の基準）	（認定の基準）
第九条　法第十五条の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。	**第九条**　法第十五条の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。
一・二　（略）	一・二　（略）